

既存の個別リサイクルシステム等における生産者等の役割の比較

1. 拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

「拡大生産者責任」とは、「製品の生産者が、製品のライフサイクル全体（生産、流通、消費、廃棄、リサイクル／処分）を通じて、その製品の環境への影響について責任を負うべきという考え方」（「循環経済ビジョン」）。

生産者などの事業者は、製品について設計段階での配慮を行うことができること、生産工程においてリサイクル原材料の利用を行うことができることなど、リサイクル等の推進に当たって中心的な役割を担っている。

このような中、我が国においては、生産者等に一定の役割を担わせることにより、実効的かつ効率的なリサイクルシステムを構築している。リサイクルの社会システムを構築するにあたり、一般的に、生産者などの事業者には、以下のような責任の全部又は一部が期待されうる。

（１）物理的責任

- ・回収への関与：回収の実施、回収拠点の整備
- ・再資源化への関与：再資源化プラントの設置、再資源化の実施

（２）経済的責任

- ・回収費用への対応
- ・再資源化費用への対応

（３）統括的役割

- ・システム全体の運営管理：モノの流れ、金の流れ

2. 考慮すべき個別分野ごとの特性

関係者の役割分担により、生産者が上記１．の責任のどの部分を担うかを判断するにあたっては、例えば以下のような観点から、個別分野ごとの特性を検討する必要がある。

→ これまで、個別リサイクル法を制定する中で、この点につき検討を深めてきた

（１）製品特性

- ・販売先
- ・耐久性
- ・散在性 など

（２）従来の回収・再資源化システム

- ・市町村の関与度合
- ・民間事業者の関与度合
- ・メーカーの関与度合い など

（３）従来システムにおける費用負担

- ・税金で処理、ユーザが排出時負担 など

3. 個別分野ごとのリサイクルシステムと生産者等の役割分担比較

容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の各種リサイクル法や資源有効利用促進法は、拡大生産者責任の考え方等に基づき、生産者をはじめとした関係者に一定の役割を負わせ、実効的かつ効率的なリサイクルシステムを構築したもの。

それぞれの個別分野ごとのリサイクルシステムと役割分担を簡便にまとめれば以下のとおり。

分野	リサイクルシステムの仕組	役割分担
容器包装	既存の市町村による収集システムを活用し、分別収集したモノを（通常）指定法人により再商品化する仕組を新たに構築。 【容器包装リサイクル法】	①設計・製造面での配慮 - 容器包装以外の品目については、生産者に3R配慮義務あり。容器包装は、費用負担義務により生産者にリデュース等のインセンティブあり。 - 散乱性、排出源の多様性を有する容器包装と二次電池には、識別表示義務あり。
家電	既存の販売店による回収システム（買い換え・引取）を活用し、収集した廃家電を家電メーカーが再商品化する仕組を新たに構築。 【家電リサイクル法】	②リサイクルシステムの全体的管理 容器包装のような指定法人管理の場合を除き、生産者が全体を管理
事業系パソコン	一部のメーカーで事業系パソコンを対象に既に実施してきたリサイクルシステムを踏まえ、仕組を構築。 【資源有効利用促進法】	③回収への対応 - 容器包装に関しては、回収拠点の整備も含めて通常市町村へ依存（従来システムの活用）。 - 家電、パソコン、電池に関しては委託等により回収を実施（家電は通常二次物流のみ）。 - 自動車は、従来からの回収スキーム（ディーラー等を経由）を活用。
二次電池	電池メーカーが中心になって進めてきた従来のリサイクルシステムや機器メーカーの回収システムを踏まえ、仕組を構築。 【資源有効利用促進法】	④再資源（商品）化への対応 - 容器包装は、基本的に指定法人へ再商品化を委託。 - 家電、パソコン、二次電池は、生産者が体制を構築し、再資源（商品）化を実施（二次電池は自主的に組織した団体を活用）。 - 自動車は、既存の処理システム（解体業者、シュレッダー事業者）を活用し、生産者はA S R、フロン、エアバッグの引取り、再資源化等を行う。
自動車	ディーラー、解体業者、シュレッダー事業者等による既存システムを活用し、生産者に特定再資源化等物品の再資源化等の仕組みを新たに構築。 【自動車リサイクル法】	⑤費用面での対応 - 容器包装と二次電池は、生産者が一次的な費用負担を行う。（特に、二次電池は、回収費用と再資源化費用を負担） - 家電、パソコン、自動車では、ユーザが一次的な費用負担を行う。